

議案第42号

西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の  
制定について

西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のように  
定める。

令和6年6月7日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実  
施並びに介護保険法に規定する滞在費及び居住費の基準費用額の改正  
に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

西脇市立介護老人保健施設条例（平成17年西脇市条例第 102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
<p>(事業) 第3条 (略)</p> <p>(1) 法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）及び同条第4項に規定する要支援者（以下「要支援者」という。）に対して、<u>法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同条第10項に規定する短期入所療養介護を提供すること。</u></p> <p>(2) 要支援者に対して、<u>法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション及び同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を提供すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>		<p>(事業) 第3条 (略)</p> <p>(1) 法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）及び同条第4項に規定する要支援者（以下「要支援者」という。）に対して、<u>法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同条第10項に規定する短期入所療養介護を提供すること。</u></p> <p>(2) 要支援者に対して、<u>法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション及び同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を提供すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>																	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料 居宅サービス</td> <td>訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 短期入所療養介護については、法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>介護予防サービス</td> <td>介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 介護予防短期入所療養介護については、法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	使用料 居宅サービス	訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 短期入所療養介護については、法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額	介護予防サービス	介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 介護予防短期入所療養介護については、法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料 居宅サービス</td> <td>通所リハビリテーションについては、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 短期入所療養介護については、法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>介護予防サービス</td> <td>介護予防通所リハビリテーションについては、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 介護予防短期入所療養介護については、法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	使用料 居宅サービス	通所リハビリテーションについては、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 短期入所療養介護については、法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額	介護予防サービス	介護予防通所リハビリテーションについては、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 介護予防短期入所療養介護については、法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額	(略)	
種別	金額																		
使用料 居宅サービス	訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 短期入所療養介護については、法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額																		
介護予防サービス	介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 介護予防短期入所療養介護については、法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額																		
(略)																			
種別	金額																		
使用料 居宅サービス	通所リハビリテーションについては、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 短期入所療養介護については、法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額																		
介護予防サービス	介護予防通所リハビリテーションについては、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 介護予防短期入所療養介護については、法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額																		
(略)																			

	短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養 介護	滞在費（多床室） 一日 437円 （従来型個室） 一日 <u>1,728円</u> 食費 一日 1,445円		短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養 介護	滞在費（多床室） 一日 377円 （従来型個室） 一日 <u>1,668円</u> 食費 一日 1,445円
	介護保健施設サービス	居住費（多床室） 一日 437円 （従来型個室） 一日 <u>1,728円</u> 食費 一日 1,445円		介護保健施設サービス	居住費（多床室） 一日 377円 （従来型個室） 一日 <u>1,668円</u> 食費 一日 1,445円
備考（略）			備考（略）		

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。